

総 務 部

令和3年（2021年）8月25日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の骨子……………	1～3

1 函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

重度心身障害者等の医療費の助成に関する事務を処理するために利用することが必要な特定個人情報に国民健康保険被保険者資格情報等を加えることとし、および行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 条例改正の内容

ア 第1条および第5条中「第19条第10号」を「第19条第11号」に改める。

イ 別表第1の重度心身障害者の医療費の助成に関する事務を処理するために利用することが必要な特定個人情報に国民健康保険法の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者資格情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律の被保険者の資格に関する情報を加え、ひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父の医療費の助成に関する事務を処理するために利用することが必要な特定個人情報に国民健康保険被保険者資格情報、生活保護関係情報、中国残留邦人等支援給付等関係情報を加え、子どもの医療費の助成に関する事務を処理するために利用することが必要な特定個人情報に国民健康保険被保険者資格情報を加える。

(3) 条例の施行期日

ア 公布の日

イ 規則で定める日

**函館市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律
に基づく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 新旧対照表**

現 行		改 正 案	
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および<u>法第19条第10号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第10号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>		<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「法」という。）第9条第2項の規定に基づく個人番号の利用および<u>法第19条第11号</u>の規定に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(特定個人情報の提供)</p> <p>第5条 <u>法第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第2の第1欄に掲げる機関が、同表の第3欄に掲げる機関に対し、同表の第2欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の第4欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の第3欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。</p>	
別表第1（第4条関係）		別表第1（第4条関係）	
事 務	特定個人情報	事 務	特定個人情報
<p>1 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第12号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付もしくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報または地方税法（昭和25年法律第226号）その他の同法第1条第1項第4号に規定する地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事</p>	<p>1 函館市重度心身障害者医療費助成条例（昭和48年函館市条例第12号）による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であつて規則で定めるもの</p>	<p>住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第4号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）、<u>国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の被保険者の資格に関する情報（以下「国民健康保険被保険者資格情報」という。）、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の被保険者の資格に関する情報、生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護の実施もしくは就労自立給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付もしくは配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援</u></p>

	項に関する情報(以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの		給付等」という。)の支給に関する情報(以下「 <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 」という。)または地方税法(昭和25年法律第226号)その他の同法第1条第1項第4号に規定する地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額もしくはその算定の基礎となる事項に関する情報(以下「 <u>地方税関係情報</u> 」という。)であって規則で定めるもの
2 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年函館市条例第13号)によるひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報または地方税関係情報であって規則で定めるもの	2 函館市ひとり親家庭等医療費助成条例(昭和48年函館市条例第13号)によるひとり親家庭等児童およびひとり親家庭の母または父の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報, <u>国民健康保険被保険者資格情報</u> , <u>生活保護関係情報</u> , <u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> または地方税関係情報であって規則で定めるもの
3 函館市子ども医療費助成条例(昭和48年函館市条例第44号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報, 生活保護関係情報または地方税関係情報であって規則で定めるもの	3 函館市子ども医療費助成条例(昭和48年函館市条例第44号)による子どもの医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの	住民票関係情報, <u>国民健康保険被保険者資格情報</u> , <u>生活保護関係情報</u> または地方税関係情報であって規則で定めるもの